

住民投票条例自治体別比較【高浜市・富士見市・岸和田市】

	○高浜市住民投票条例 平成14年7月9日条例第33号	○富士見市民投票条例 平成14年12月20日条例第29号	○岸和田市住民投票条例 平成17年6月22日条例第26号	○逗子市住民投票条例 平成18年3月3日逗子市条例第1号
目的	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、市政運営上の重要事項に係る意思決定について、市民による直接投票(以下「住民投票」という。)の制度を設けることにより、これによって示された市民の総意を市政に的確に反映し、もって公正で民主的な市政の運営及び市民の福祉の向上を図るとともに、市民と行政の協働によるまちづくりを推進することを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、市政運営上の重要事項に係る意思決定について、市民による直接投票(以下「市民投票」という。)の制度を設けることにより、これによって示された市民の総意を市政に的確に反映し、もって公正で民主的な市政運営の向上を図ることを目的とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>○富士見市自治基本条例 平成16年3月22日条例第9号</p> <p>(市民投票制度の活用)</p> <p>第23条 市は、市政運営上の重要事項に係る意思決定については、富士見市民投票条例(平成14年条例第29号)に定める市民投票の制度の活用を努めなければならない。</p> </div>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、岸和田市自治基本条例(平成16年条例第16号。以下「自治基本条例」という。)第20条第1項の規定による住民投票の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>○岸和田市自治基本条例 平成16年12月10日条例第16号</p> <p>(住民投票)</p> <p>第20条 市長は、岸和田市が直面する将来にかかわる重要課題について、定住外国人を含む住民のうち18歳以上の者が、その総数の4分の1以上の者の連署をもって住民投票を市長に請求したときは、直接住民の意思を問うため住民投票を実施しなければならない。</p> <p>2 住民投票の投票権を有する者は、定住外国人を含む住民のうち18歳以上の者とする。</p> <p>3 市は、住民投票の結果を尊重しなければならない。</p> <p>4 住民投票の実施に関する手続その他必要な事項については、別に条例で定める。</p> </div>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、逗子市市民参加条例(平成17年逗子市条例第27号)第11条第3項の規定に基づき、市政の重要事項に係る意思決定について、市民による直接投票(以下「住民投票」という。)の制度を設けることにより、これによって示された市民の意見を市政に的確に反映し、もって公正で民主的な市政運営の向上を図ることを目的とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>○逗子市市民参加条例 平成17年12月19日逗子市条例第27号</p> <p>(住民投票の実施)</p> <p>第11条 市長は、市政の重要事項に係る意思決定について、市民に直接問う必要があるときは、住民投票を実施することができます。</p> <p>2 市長は、市政の重要事項に係る事案について逗子市住民投票条例(平成18年逗子市条例第1号)第4条に規定する住民投票の請求があるときは、住民投票を実施しなければならないものとします。</p> <p>3 その他住民投票の実施について必要な事項については、逗子市住民投票条例で定めます。</p> </div>
論点① 住民投票の対象事項	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「市政運営上の重要事項」とは、市が行う事務のうち、市民に直接その賛否を問う必要があると認められる事案であって、市及び市民全体に直接の利害関係を有するものをいう。ただし、次に掲げる事項を除く。</p> <p>(1) 市の権限に属さない事項</p> <p>(2) 議会の解散その他法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項</p> <p>(3) もっぱら特定の市民又は地域にのみ関係する事項</p> <p>(4) 市の組織、人事及び財務に関する事項</p> <p>(5) 前各号に定めるもののほか、住民投票に付することが適当でないと明らかに認められる事項</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「市政運営上の重要事項」とは、市が行う事務のうち、市民に直接その賛否を問う必要があると認められる事項であって、市及び市民全体に直接の利害関係を有するものをいう。ただし、次に掲げる事項を除く。</p> <p>(1) 市の権限に属さない事項</p> <p>(2) 議会の解散その他法令の規定に基づき市民投票を行うことができる事項</p> <p>(3) 専ら特定の市民又は地域にのみ関係する事項</p> <p>(4) 市の組織、人事及び財務に関する事項</p> <p>(5) 前各号に定めるもののほか、市民投票に付することが適当でないと明らかに認められる事項</p>	<p>(住民投票に付することができる事項)</p> <p>第2条 自治基本条例第20条第1項に規定する岸和田市が直面する将来にかかわる重要課題(以下「重要課題」という。)とは、市及び住民全体に利害関係を有する事案であって、住民に直接その賛否を問う必要があると認められるものをいう。ただし、次の各号に掲げる事項を除く。</p> <p>(1) 市の権限に属さない事項。ただし、市の意思として明確に表示しようとする場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項</p> <p>(3) 市の組織、人事及び財務に関する事項</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、住民投票に付することが適当でないと明らかに認められる事項</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「市政の重要事項」とは、市民全体に関わる案件であって直接市民にその賛否を問う必要が特にあると認められるものをいう。ただし、次に掲げる事項を除く。</p> <p>(1) 議会の解散、議員の解職、市長の解職その他法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項</p> <p>(2) 特定の市民又は特定の地域にのみ関係する事項</p> <p>(3) 予算の調製及び執行、市の人事その他市の執行機関の内部事務処理に関する事項</p> <p>(4) 前3号に定めるもののほか、住民投票に付することが適当でないとして認められる事項</p>
論点② 投票の請求・発議等	<p>(住民投票の請求及び発議)</p> <p>第3条 第11条の規定による投票資格者名簿の登録が行われた日において当該投票資格者名簿に登録されている者は、市政運営上の重要事項について、その総数の3分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、市長に対して書面により住民投票を請求することができる。</p> <p>2 前項に規定する署名に関する手続等は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第6項から第8項まで、第74条の2第1項から第6項まで及び第74条の3第1項から第3項までの規定の例によるものとする。</p> <p>3 市議会は、議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得て議員提案され、かつ、出席議員の過半数の賛成により議決された市政運営上の重要事項について、市長に対して書面により住民投票を請求することができる。</p> <p>4 市長は、市政運営上の重要事項について、自ら住民投票を発議することができる。</p> <p>5 市長は、第1項の規定による市民からの請求(以下「市民請求」という。)若しくは第3項の規定による議会からの請求(以下「議会請求」という。)があったとき、又は前項の規定により自ら住民投票を発議したときは、直ちにその要旨を公表するとともに、高浜市選挙管理委員会(以下「選挙管理委員会」という。)の委員長にその旨を通知しなければならない。</p> <p>6 市長は、住民投票に係る市民請求又は議会請求があったときは、その請求の内容が前条各号の規定に該当する場合を除き、住民投票の実施を拒否することができないものとする。</p>	<p>(市民投票の請求及び発議)</p> <p>第3条 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第19条に規定する選挙人名簿の登録が行われた日において当該選挙人名簿に登録されている者は、市政運営上の重要事項について、その総数の5分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、市長に対して書面により市民投票を請求することができる。</p> <p>2 前項に規定する署名に関する手続等は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第6項から第8項まで、第74条の2第1項から第6項まで及び第74条の3第1項から第3項までの規定の例によるものとする。</p> <p>3 市議会は、議員の定数の3分の1以上の者の賛成を得て議員提案され、かつ、出席議員の過半数の賛成により議決された市政運営上の重要事項について、市長に対して書面により市民投票を請求することができる。</p> <p>4 市長は、市政運営上の重要事項について、自ら市民投票を発議することができる。</p> <p>5 市長は、第1項の規定による市民からの請求(以下「市民請求」という。)若しくは第3項の規定による議会からの請求(以下「議会請求」という。)があったとき、又は前項の規定により自ら市民投票を発議したときは、直ちにその要旨を公表するとともに、富士見市選挙管理委員会(以下「選挙管理委員会」という。)にその旨を通知しなければならない。</p> <p>6 市長は、市民投票に係る市民請求又は議会請求があったときは、その請求の内容が前条各号の規定に該当する場合を除き、市民投票の実施を拒否することができないものとする。</p>	<p>(住民投票の請求手続等)</p> <p>第4条 第7条第2項の規定による投票資格者名簿に登録されている投票資格者は、その総数の4分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して、重要課題について住民投票を実施することを書面により請求することができる。</p> <p>2 住民投票の請求に係る事案は、二者択一で賛否を問う形式のものとして請求しなければならない。</p> <p>3 署名に関する手続等は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第6項から第8項まで、第74条の2第1項から第6項まで及び第74条の3第1項から第3項までの規定の例によるものとする。</p> <p>4 市長は、第1項の規定による請求があったときは、直ちにその要旨を公表するとともに、岸和田市選挙管理委員会(以下「選挙管理委員会」という。)にその旨を通知しなければならない。</p> <p>5 市長は、第1項の規定による請求があったときは、その請求に係る事案が第2条各号の規定に該当する場合を除き、住民投票を実施しなければならない。</p>	<p>(住民投票の請求及び発議)</p> <p>第4条 投票資格者は、市政の重要事項について、その総数の5分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して書面により住民投票を請求することができる。</p> <p>2 前項に規定する署名に関する手続等は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第6項から第8項まで、第74条の2第1項から第6項まで及び第74条の3第1項から第3項までの規定の例によるものとする。</p> <p>3 議会は、議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得て議員提案され、かつ、出席議員の過半数の賛成により議決された市政の重要事項について、市長に対して書面により住民投票を請求することができる。</p> <p>4 市長は、市政の重要事項について、自ら住民投票を発議するときは、あらかじめ、住民投票の適否について逗子市市民参加条例第12条の市民参加制度審査会に諮問し、3分の2以上の承認の議決を得た上で行うことができる。</p> <p>5 市長は、第1項の規定による市民からの請求(以下「市民請求」という。)若しくは第3項の規定による議会からの請求(以下「議会請求」という。)があったとき又は前項の規定により自ら住民投票を発議したときは、直ちにその要旨を公表するとともに、逗子市選挙管理委員会(以下「選挙管理委員会」という。)委員長にその旨を通知しなければならない。</p> <p>6 市長は、住民投票に係る市民請求又は議会請求があったときは、第2条各号の規定に該当する場合を除き、住民投票を拒否することができないものとする。</p>

	○高浜市住民投票条例 平成 14 年 7 月 9 日条例第 33 号	○富士見市民投票条例 平成 14 年 12 月 20 日条例第 29 号	○岸和田市住民投票条例 平成 17 年 6 月 22 日条例第 26 号	○逗子市住民投票条例 平成 18 年 3 月 3 日逗子市条例第 1 号
	(条例の制定又は改廃に係る市民請求の特例) 第 4 条 条例の制定又は改廃に係る市民請求は、地方自治法第 74 条第 1 項の規定による条例の制定又は改廃の請求を行った場合において、同条第 3 項の結果に不服があるときについてのみ行うことができる。	(条例の制定又は改廃に係る市民請求の特例) 第 4 条 条例の制定又は改廃に係る市民請求は、地方自治法第 74 条第 1 項の規定による条例の制定又は改廃の請求を行った場合において、同条第 3 項の結果に不服があるときについてのみ行うことができる。		
投票の形式	(住民投票の形式) 第 5 条 第 3 条に規定する市民請求、議会請求及び市長の発議(以下「市民請求等」という。)による住民投票に係る事案は、二者択一で賛否を問う形式のものとして請求又は発議されたものでなければならない。	(市民投票の形式) 第 5 条 第 3 条に規定する市民請求、議会請求及び市長の発議(以下「市民請求等」という。)による市民投票に係る事案は、二者択一で賛否を問う形式のものとして請求又は発議されたものでなければならない。	(住民投票の形式) 第 5 条 住民投票に付する事案は、二者択一で賛否を問う形式とする。ただし、市長が必要と認めたときは、事案により、複数の選択肢から一つを選択する形式によることができる。	(住民投票の形式) 第 8 条 第 4 条に規定する市民請求、議会請求及び市長の発議(以下「市民請求等」という。)による住民投票に係る事案は、二者択一で賛否を問う形式のものとし、請求又は発議されたものでなければならない。
投票の執行	(住民投票の執行) 第 6 条 住民投票は、市長が執行するものとする。 2 市長は、地方自治法第 180 条の 2 の規定に基づき、協議により、その権限に属する住民投票の管理及び執行に関する事務を選挙管理委員会に委任するものとする。	(市民投票の執行) 第 6 条 市民投票は、市長が執行するものとする。 2 市長は、地方自治法第 180 条の 2 の規定に基づき、協議により、その権限に属する市民投票の管理及び執行に関する事務を選挙管理委員会に委任するものとする。	(住民投票の執行) 第 6 条 住民投票は、市長が執行するものとする。 2 市長は、地方自治法第 180 条の 2 の規定に基づき、その権限に属する住民投票の管理及び執行に関する事務を選挙管理委員会に委任するものとする。	(住民投票の執行) 第 5 条 住民投票は、市長が執行するものとする。 2 市長は、地方自治法第 180 条の 2 の規定により、協議によりその権限に属する住民投票の管理及び執行に関する事務を選挙管理委員会に委任するものとする。
選挙管理委員会の事務	(選挙管理委員会の事務) 第 7 条 選挙管理委員会は、前条第 2 項の規定により委任を受けた住民投票の管理及び執行に関する事務を行うものとする。	(選挙管理委員会の事務) 第 7 条 選挙管理委員会は、前条第 2 項の規定により委任を受けた市民投票の管理及び執行に関する事務を行うものとする。		(選挙管理委員会の事務) 第 6 条 選挙管理委員会は、前条第 2 項の規定により委任を受けた住民投票の管理及び執行に関する事務を行うものとする。
論点③ 投票資格者	(投票資格者) 第 8 条 住民投票の投票権を有する者(以下「投票資格者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1) 年齢満 18 年以上の日本国籍を有する者で、引き続き 3 月以上高浜市に住所を有するもの (2) 年齢満 18 年以上の永住外国人で、引き続き 3 月以上高浜市に住所を有するもの 2 前項第 2 号に規定する「永住外国人」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。 (1) 出入国管理及び難民認定法(昭和 26 年政令第 319 号)別表第 2 の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者 (2) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成 3 年法律第 71 号)に定める特別永住者	(投票資格者) 第 8 条 市民投票の投票権を有する者(以下「投票資格者」という。)は、公職選挙法第 9 条第 2 項に規定する市議会の議員及び市長の選挙権を有する者とする。	(住民投票の投票資格者) 第 3 条 住民投票の投票権を有する者(以下「投票資格者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1) 年齢満 18 年以上の日本国籍を有する者で、引き続き 3 月以上岸和田市に住所を有するもの(その者に係る岸和田市の住民票が作成された日(他の市町村から岸和田市に住所を移した者で住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)第 22 条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日)から引き続き 3 月以上岸和田市の住民基本台帳に記録されている者に限る。) (2) 年齢満 18 年以上の定住外国人で、引き続き 3 月以上岸和田市に住所を有する者(外国人登録法(昭和 27 年法律第 125 号)第 4 条第 1 項に規定する外国人登録原票に登録されている居住地が岸和田市にあり、かつ、同項の登録の日(同法第 8 条第 1 項の申請に基づく同条第 6 項の居住地変更の登録を受けた場合には、当該申請の日)から引き続き 3 月以上経過している者に限る。) 2 前項第 2 号に規定する定住外国人とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。 (1) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成 3 年法律第 71 号)に定める特別永住者 (2) 出入国管理及び難民認定法(昭和 26 年政令第 319 号)別表第 2 の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者 (3) 出入国管理及び難民認定法別表第 1 及び別表第 2 の上欄の在留資格(前号の在留資格を除く。)をもって在留し、引き続き 3 年を超えて日本に住所を有する者	(投票資格者) 第 3 条 住民投票の投票権を有する者(以下「投票資格者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者であって、第 7 条第 1 項の投票資格者名簿に登録されたものとする。 (1) 年齢満 20 年以上の日本国籍を有する者で引き続き 3 月以上逗子市に住所を有するもの (2) 年齢満 20 年以上の永住外国人で引き続き 3 月以上逗子市に住所を有するもの 2 前項第 2 号に規定する「永住外国人」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。 (1) 出入国管理及び難民認定法(昭和 26 年政令第 319 号)別表第 2 の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者 (2) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成 3 年法律第 71 号)に定める特別永住者

	○高浜市住民投票条例 平成14年7月9日条例第33号	○富士見市民投票条例 平成14年12月20日条例第29号	○岸和田市住民投票条例 平成17年6月22日条例第26号	○逗子市住民投票条例 平成18年3月3日逗子市条例第1号
投票資格者名簿	<p>(投票資格者名簿の調製等)</p> <p>第9条 選挙管理委員会は、投票資格者名簿を調製し、及び保管する任に当たるものとする。</p> <p>(被登録資格)</p> <p>第10条 投票資格者名簿の登録は、高浜市に住所を有する者のうち、次の各号に掲げる投票資格者の区分に応じ、当該各号に定める者について行うものとする。</p> <p>(1) 年齢満18年以上の日本国籍を有する者 その者に係る高浜市の住民票が作成された日(他の市町村から高浜市に住所を移した者で住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第22条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日)から引き続き3月以上高浜市の住民基本台帳に記録されている者</p> <p>(2) 年齢満18年以上の永住外国人 高浜市に引き続き3月以上住所を有する者(外国人登録法(昭和27年法律第125号)第4条第1項に規定する外国人登録原票に登録されている居住地が高浜市にあり、かつ、同項の登録の日(同法第8条第1項の申請に基づく同条第6項の居住地変更の登録を受けた場合には、当該申請の日)から3月以上経過している者に限る。)であって、規則で定めるところにより、文書で選挙管理委員会に登録の申請をしたもの</p> <p>(登録)</p> <p>第11条 選挙管理委員会は、登録月の1日現在により、投票資格者名簿に登録される資格を有する者を当該登録月の2日に投票資格者名簿に登録しなければならない。ただし、登録月の1日から7日までの間に住民投票を行う場合その他選挙管理委員会が特に必要であると認める場合にあつては、登録の日を繰り延べて定めることができる。</p> <p>2 選挙管理委員会は、住民投票を行う場合においては、第13条第2項の規定による当該住民投票の告示の日の前日現在により、投票資格者名簿に登録される資格を有する者を同日に投票資格者名簿に登録しなければならない。</p>	<p>(投票資格者名簿の調製等)</p> <p>第9条 選挙管理委員会は、市民投票に係る投票資格者について、投票資格者名簿を調製するものとする。</p> <p>2 選挙管理委員会は、前項の投票資格者名簿の調製について、公職選挙法第19条から第30条までに規定する選挙人名簿の調製をもってこれに代えることができる。この場合において、同法第27条第1項に規定する表示をなされた者は、投票資格者名簿に登録されていないものとみなす。</p>	<p>(投票資格者名簿の登録)</p> <p>第7条 選挙管理委員会は、投票資格者の氏名、住所、性別及び生年月日等を記載した名簿(以下「投票資格者名簿」という。)を調製し、保管しなければならない。</p> <p>2 選挙管理委員会は、毎年9月1日現在における投票資格者を同月2日に投票資格者名簿に登録しなければならない。ただし、9月1日から7日までの間に住民投票を行う場合その他選挙管理委員会が特に必要であると認める場合にあつては、登録の日を繰り延べて定めることができる。</p> <p>3 選挙管理委員会は、住民投票を行う場合においては、第9条第2項の規定による当該住民投票の告示の日の前日現在における投票資格者を同日に投票資格者名簿に登録しなければならない。</p>	<p>(投票資格者名簿の調製)</p> <p>第7条 選挙管理委員会は、投票資格者名簿を調製しなければならない。</p> <p>2 第3条第1項第1号に規定する投票資格者の登録は、その者に係る逗子市の住民票が作成された日(他の市町村から逗子市に住所を移した者で住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第22条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日)から引き続き3月以上逗子市の住民基本台帳に記録されている者について行う。</p> <p>3 第3条第1項第2号に規定する投票資格者の登録は、逗子市に引き続き3月以上住所を有する者(外国人登録法(昭和27年法律第125号)第4条第1項に規定する外国人登録原票に登録されている居住地が逗子市にあり、かつ、同項の登録の日(同法第8条第1項の申請に基づく同条第6項の居住地変更の登録を受けた場合には、当該申請の日)から3月以上経過している者に限る。)であつて、規則で定めるところにより選挙管理委員会に登録の申請をしたものについて行う。</p>
署名数の告示	<p>(住民投票の請求に必要な署名数の告示)</p> <p>第12条 選挙管理委員会は、前条の規定により投票資格者名簿の登録を行ったときは、直ちに当該投票資格者名簿に登録されている者の総数の3分の1の数を告示しなければならない。</p>		<p>(住民投票の請求に必要な署名数の告示)</p> <p>第8条 選挙管理委員会は、前条第2項の規定により投票資格者名簿の登録を行ったときは、直ちに当該投票資格者名簿に登録されている者の総数の4分の1の数を告示しなければならない。</p>	
論点⑥-1 投票の期日	<p>(住民投票の期日)</p> <p>第13条 住民投票の期日(以下「投票日」という。)は、選挙管理委員会に対して第3条第5項の規定による通知があつた日から起算して60日を経過した日から最も近い日曜日(以下「指定日」という。)とする。ただし、当該指定日に衆議院議員若しくは参議院議員の選挙、愛知県議会の議員若しくは長の選挙又は高浜市の議会の議員若しくは長の選挙が行われるときその他選挙管理委員会が特に必要であると認めるときは、投票日を変更することができる。</p> <p>2 選挙管理委員会は、前項の規定により投票日を確定したときは、当該投票日その他必要な事項を当該投票日の7日前までに告示しなければならない。</p>	<p>(市民投票の期日)</p> <p>第10条 市民投票の期日(以下「投票日」という。)は、第3条第5項の規定による通知のあつた日から起算して30日を経過した日から90日を超えない範囲内で、選挙管理委員会が定めるものとする。</p> <p>2 選挙管理委員会は、前項により定めた投票日その他必要な事項を当該投票日の7日前までに告示しなければならない。</p>	<p>(住民投票の期日)</p> <p>第9条 選挙管理委員会は、第4条第4項の規定による通知があつた日から起算して30日を経過して90日を超えない範囲内において住民投票の期日(以下「投票日」という。)を定める。ただし、当該投票日に衆議院議員若しくは参議院議員の選挙、大阪府の議会の議員若しくは長の選挙又は岸和田市の議会の議員若しくは長の選挙が行われるときその他選挙管理委員会が特に必要であると認めるときは、投票日を変更することができる。</p> <p>2 選挙管理委員会は、前項の規定により投票日を定めたときは、当該投票日その他規則で定める事項を当該投票日の7日前までに告示しなければならない。</p>	<p>(住民投票の期日)</p> <p>第9条 住民投票の期日(以下「投票日」という。)は、選挙管理委員会に対して第4条第5項の規定による通知があつた日から起算して30日を経過した日から90日を超えない日の範囲内で、選挙管理委員会が定めるものとする。</p> <p>2 選挙管理委員会は、前項の規定により投票日を決定したときは、当該投票日その他必要な事項を当該投票日の7日前までに告示しなければならない。</p>

	○高浜市住民投票条例 平成 14 年 7 月 9 日条例第 33 号	○富士見市民投票条例 平成 14 年 12 月 20 日条例第 29 号	○岸和田市住民投票条例 平成 17 年 6 月 22 日条例第 26 号	○逗子市住民投票条例 平成 18 年 3 月 3 日逗子市条例第 1 号
投票所等	<p>(投票所等)</p> <p>第 14 条 投票所及び第 19 条第 1 項に規定する期日前投票における投票所(以下「期日前投票所」という。)は、選挙管理委員会の指定した場所に設ける。</p> <p>2 選挙管理委員会は、投票日の 5 日前までに投票所を、前条第 2 項の規定による住民投票の告示の日に期日前投票所をそれぞれ告示しなければならない。</p>	<p>(投票所等)</p> <p>第 11 条 投票所及び第 16 条に規定する期日前投票の投票所(以下「期日前投票所」という。)は、選挙管理委員会の指定した場所に設ける。</p> <p>2 選挙管理委員会は、投票所については投票日の 5 日前までに、期日前投票所については前条第 2 項の規定による告示の日(以下「告示日」という。)にその場所を告示しなければならない。</p>	<p>(投票所)</p> <p>第 10 条 投票所は、選挙管理委員会の指定した場所に設ける。</p> <p>2 選挙管理委員会は、投票日の 5 日前までに投票所を告示しなければならない。</p>	
投票できない者	<p>(投票資格者名簿の登録と投票)</p> <p>第 15 条 投票資格者名簿に登録されていない者は、投票をすることができない。</p> <p>2 投票資格者名簿に登録された者であっても投票資格者名簿に登録されることができない者であるときは、投票をすることができない。</p> <p>(投票資格者でない者の投票)</p> <p>第 16 条 投票日の当日(第 19 条第 1 項に規定する期日前投票にあつては、投票をしようとする日)に、投票資格者でない者は、投票をすることができない。</p>	<p>(投票資格者名簿の登録と投票)</p> <p>第 12 条 投票資格者名簿に登録されていない者は、投票をすることができない。ただし、市民投票と同時に公職選挙法に基づく選挙が行われた場合において、同法第 42 条第 1 項ただし書の規定により投票した者(その投票した日において市内に住所を有している者に限る。)については、当該市民投票の投票をすることができる。</p> <p>2 投票資格者名簿に登録された者であっても投票資格者名簿に登録されることができない者であるときは、投票をすることができない。</p> <p>(投票資格者でない者の投票)</p> <p>第 13 条 投票日の当日又は期日前投票の日において投票資格者でない者は、投票をすることができない。</p>	<p>(投票することができない者)</p> <p>第 11 条 次の各号に掲げる者は、当該住民投票の投票をすることができない。</p> <p>(1) 第 7 条第 3 項の規定による投票資格者名簿に登録されていない者</p> <p>(2) 第 7 条第 3 項の規定による投票資格者名簿に登録された者であっても、投票日の当日において第 3 条第 1 項各号に該当しない者</p> <p>(3) 投票日の当日、公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 11 条第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定に該当する者</p>	
論点⑥-2 投票の方法	<p>(投票の方法)</p> <p>第 17 条 住民投票は、1 人 1 票の投票とし、秘密投票とする。</p> <p>2 住民投票の投票を行う投票資格者(以下「投票人」という。)は、事案に賛成するときは投票用紙の賛成欄に、反対するときは投票用紙の反対欄に自ら○の記号を記載しなければならない。</p> <p>3 前項及び第 20 条第 4 号の規定にかかわらず、身体の故障その他の理由により、自ら投票用紙に○の記号を記載することができない投票人は、投票管理者に申請し、代理投票をすることができる。</p>	<p>(投票の方法)</p> <p>第 14 条 市民投票は、1 人 1 票の投票とし、秘密投票とする。</p> <p>2 市民投票の投票資格者(以下「投票人」という。)は、事案に賛成するときは投票用紙の賛成欄に、反対するときは投票用紙の反対欄に自ら○の記号を記載しなければならない。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、身体の故障その他の理由により、自ら投票用紙に○の記号を記載することができない投票人は、代理投票をすることができる。</p>	<p>(投票の方法)</p> <p>第 12 条 住民投票は、1 人 1 票の投票とし、秘密投票とする。</p> <p>2 住民投票の投票を行う投票資格者(以下「投票人」という。)は、投票用紙の複数の選択肢から一つを選択し、所定の欄に自ら○の記号を記載しなければならない。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、身体の故障その他の理由により、自ら投票用紙に○の記号を記載することができない投票人は、代理投票をすることができる。</p>	<p>○逗子市住民投票条例施行規則 平成 18 年 4 月 1 日 逗子市規則第 15 号</p> <p>(投票の方法)</p> <p>第 22 条 住民投票の投票を行う投票資格者(以下「投票人」という。)は、事案に賛成するときは投票用紙の賛成欄に、反対するときは投票用紙の反対欄に自ら○の記号を記載しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、身体の故障その他の理由により、自ら投票用紙に○の記号を記載することができない投票人は、公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号。以下「法」という。)第 48 条の規定の例により代理投票をすることができる。</p>
投票所における投票	<p>(投票所における投票)</p> <p>第 18 条 投票人は、投票日の当日、自ら投票所に行き、投票資格者名簿の抄本の対照を経て、投票をしなければならない。</p>	<p>(投票所における投票)</p> <p>第 15 条 投票人は、投票日の当日、自ら投票所に行き、投票資格者名簿の抄本の対照を経て、投票をしなければならない。</p>	<p>(投票所における投票)</p> <p>第 13 条 投票人は、投票日の当日、自ら投票所に行き、投票資格者名簿の抄本の対照を経て、投票をしなければならない。</p>	<p>(投票所における投票)</p> <p>第 10 条 住民投票の投票を行う投票資格者(以下「投票人」という。)は、投票日の当日、自ら投票所に行き、投票資格者名簿の抄本の対照を経て投票しなければならない。</p> <p>2 住民投票は、1 人 1 票の投票とし、秘密投票とする。</p>

	○高浜市住民投票条例 平成 14 年 7 月 9 日条例第 33 号	○富士見市民投票条例 平成 14 年 12 月 20 日条例第 29 号	○岸和田市住民投票条例 平成 17 年 6 月 22 日条例第 26 号	○逗子市住民投票条例 平成 18 年 3 月 3 日逗子市条例第 1 号
期日前投票	<p>(期日前投票等)</p> <p>第 19 条 投票日の当日、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれる投票人は、前条の規定にかかわらず、規則で定めるところにより期日前投票又は不在者投票を行うことができる。</p> <p>(1) 職務若しくは業務又は用務に従事すること。</p> <p>(2) 高浜市の区域外に旅行又は滞在をすること。</p> <p>(3) 疾病、負傷、妊娠、出産、老衰その他身体の障害のため歩行が困難であること。</p> <p>(4) 高浜市の区域外の住所に居住していること。</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する投票人は、前条の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、その現在する場所において投票用紙に投票の記載をし、これを郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成 14 年法律第 99 号)第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者、同条第 9 項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第 3 条第 4 号に規定する外国信書便事業者による同法第 2 条第 2 項に規定する信書便により送付する方法により投票を行うことができる。</p> <p>(1) 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 4 条に規定する身体障害者であって、規則で定めるもの</p> <p>(2) 戦傷病者特別援護法(昭和 38 年法律第 168 号)第 2 条第 1 項に規定する戦傷病者であって、規則で定めるもの</p> <p>(3) 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)に基づく要介護認定において要介護 4 又は要介護 5 と認定されている者</p> <p>(4) 高浜市の区域外の住所に居住している者</p> <p>(5) 疾病、負傷、妊娠、出産、障害その他の理由により高浜市の区域外にある病院その他の施設に入院又は入所している者</p> <p>3 前項第 1 号及び第 2 号に定める投票人で同項に規定する方法により投票をしようとするもののうち自ら投票の記載をすることができないものとして規則で定めるものは、第 17 条第 2 項及び次条第 4 号の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、あらかじめ選挙管理委員会の委員長に届け出た者(投票資格者に限る。)をして投票に関する記載をさせることができる。</p>	<p>(期日前投票等)</p> <p>第 16 条 投票人は、前条の規定にかかわらず、規則で定めるところにより期日前投票又は不在者投票を行うことができる。</p>	<p>(期日前投票等)</p> <p>第 14 条 投票人は、前条の規定にかかわらず期日前投票又は不在者投票を行うことができる。</p> <p>2 前項の期日前投票は公職選挙法第 48 条の 2 の規定の例によるものとし、不在者投票は同法第 49 条の規定の例によるものとする。</p>	
無効投票	<p>(無効投票)</p> <p>第 20 条 次に掲げる投票は、無効とする。</p> <p>(1) 所定の投票用紙を用いないもの</p> <p>(2) ○の記号以外の事項を記載したもの</p> <p>(3) ○の記号のほか、他事を記載したもの</p> <p>(4) ○の記号を自ら記載しないもの</p> <p>(5) ○の記号を投票用紙の賛成欄及び反対欄のいずれにも記載したもの</p> <p>(6) ○の記号を投票用紙の賛成欄又は反対欄のいずれに記載したのか判別し難いもの</p> <p>(7) 白紙投票</p>	<p>(無効投票)</p> <p>第 17 条 次に掲げる投票は、無効とする。</p> <p>(1) 所定の投票用紙を用いないもの</p> <p>(2) ○の記号以外の事項を記載したもの</p> <p>(3) ○の記号のほか、他事を記載したもの</p> <p>(4) ○の記号を投票用紙の賛成欄及び反対欄のいずれにも記載したもの</p> <p>(5) ○の記号を投票用紙の賛成欄又は反対欄のいずれに記載したのか判別し難いもの</p> <p>(6) 白紙投票</p>	<p>(無効投票)</p> <p>第 15 条 次の各号に掲げる投票は、無効とする。</p> <p>(1) 所定の投票用紙を用いないもの</p> <p>(2) ○の記号以外の事項を記載したもの</p> <p>(3) ○の記号のほか、他事を記載したもの</p> <p>(4) ○の記号を投票用紙の複数の欄に記載したもの</p> <p>(5) ○の記号を投票用紙の選択肢のいずれに記載したのか判別し難いもの</p> <p>(6) 白紙投票</p>	

	○高浜市住民投票条例 平成 14 年 7 月 9 日条例第 33 号	○富士見市民投票条例 平成 14 年 12 月 20 日条例第 29 号	○岸和田市住民投票条例 平成 17 年 6 月 22 日条例第 26 号	○逗子市住民投票条例 平成 18 年 3 月 3 日逗子市条例第 1 号
論点⑥-4 情報の提供	(情報の提供) 第 21 条 選挙管理委員会は、第 13 条第 2 項の規定による住民投票の告示の日から当該住民投票の投票日の 2 日前までに、当該住民投票に係る請求又は発議の内容の趣旨及び同項に規定する告示の内容その他住民投票に関し必要な情報を公報その他適当な方法により、投票資格者に対して提供するものとする。 2 市長は、住民投票の告示の日から投票日の前日までの間、当該住民投票に係る請求又は発議の内容を記載した文書の写し及び請求又は発議の事案に係る計画案その他行政上の資料で公開することができるものについて、一般の縦覧に供するものとする。 3 前 2 項に定めるもののほか、市長は、必要に応じて公開討論会、シンポジウムその他住民投票に係る情報の提供に関する施策を実施することができる。	(情報の提供) 第 18 条 選挙管理委員会は、告示日から投票日の 2 日前までに、市民投票に係る請求又は発議の内容の趣旨及び第 10 条第 2 項に規定する告示の内容その他市民投票に関し必要な情報を広報その他適当な方法により、投票資格者に対して提供するものとする。 2 市長は、告示日から投票日の前日までの間、市民投票に係る請求又は発議の内容を記載した文書の写し及び請求又は発議の事案に係る計画案その他行政上の資料で公開することができるものについて、一般の縦覧に供するものとする。 3 前 2 項に定めるもののほか、市長は、必要に応じて公開討論会、シンポジウムその他市民投票に係る情報の提供に関する施策を実施することができる。	(情報の提供) 第 16 条 選挙管理委員会は、第 9 条第 2 項の規定による住民投票の告示の日から当該住民投票の投票日の 2 日前までに、当該住民投票に関する必要な情報を市広報その他適当な方法により、投票資格者に対して提供するものとする。 2 選挙管理委員会は、前項に規定する情報の提供に当たっては、中立性の保持に留意し、投票結果に影響を与えることのないようにしなければならない。	(情報の提供) 第 11 条 市長は、住民投票を実施するときは、市民が適切な情報に基づいて判断できるよう十分な情報提供をするものとする。
論点⑥-3 投票運動	(投票運動) 第 22 条 住民投票に関する投票運動は、自由とする。ただし、買収、脅迫等市民の自由な意思が拘束され、又は不当に干渉されるものであってはならない。	(投票運動) 第 19 条 市民投票に関する投票運動は、自由とする。ただし、買収、脅迫等市民の自由な意思が拘束され、又は不当に干渉されるものであってはならない。	(規定なし)	(投票運動) 第 12 条 住民投票に関する投票運動は、自由とする。ただし、買収、脅迫等市民の自由な意思が拘束され、又は不当に干渉されるものであってはならない。
論点④ 投票成立要件	(住民投票の成立要件等) 第 23 条 住民投票は、1 の事案について投票した者の総数が当該住民投票の投票資格者数の 2 分の 1 に満たないときは、成立しないものとする。この場合においては、開票作業その他の作業は行わない。 2 住民投票の結果は、有効投票総数の過半数をもって決するものとする。	(市民投票の成立要件等) 第 20 条 市民投票は、1 の事案について投票した者の総数が当該市民投票の投票資格者数の 3 分の 1 に満たないときは、成立しないものとする。この場合においては、開票作業その他の作業は行わない。	(規定なし)	(住民投票の成立要件等) 第 13 条 住民投票は、1 の事案について投票した者の総数が当該住民投票の投票資格者数の 2 分の 1 に満たないときは、成立しないものとする。この場合においては、開票作業その他の作業は行わない。
投票結果の告示等	(投票結果の告示等) 第 24 条 選挙管理委員会は、前条第 1 項の規定により住民投票が成立しなかったとき、又は住民投票が成立し、投票結果が確定したときは、直ちにこれを告示するとともに、当該告示の内容を市長及び市議会議長に報告しなければならない。 2 市長は、市民請求に係る住民投票について、前項の規定により選挙管理委員会から報告があったときは、その内容を直ちに当該市民請求に係る代表者に通知しなければならない。	(投票結果の告示等) 第 21 条 選挙管理委員会は、前条の規定により市民投票が成立しなかったとき、又は市民投票が成立し、投票結果が確定したときは、直ちにこれを告示するとともに、当該告示の内容を市長に報告しなければならない。 2 市長は、市民請求に係る市民投票について、前項の規定により選挙管理委員会から報告があったときは、その内容を直ちに当該市民請求に係る代表者に通知しなければならない。 3 市長は、議会請求に係る市民投票について、第 1 項の規定により選挙管理委員会から報告があったときは、その内容を直ちに市議会議長に通知しなければならない。	(投票結果の告示等) 第 17 条 選挙管理委員会は、住民投票の結果が確定したときは、直ちにこれを告示するとともに、当該告示の内容を市長及び市議会議長に報告しなければならない。 2 市長は、選挙管理委員会から前項の規定による報告があったときは、その内容を直ちに当該請求に係る代表者に通知しなければならない。	(投票結果の告示等) 第 14 条 選挙管理委員会は、住民投票が成立し、投票結果が確定したとき又は前条の規定により住民投票が成立しなかったときは、直ちにこれを告示するとともに、当該告示の内容を市長及び市議会議長に報告しなければならない。 2 市長は、市民請求に係る住民投票について前項の規定により選挙管理委員会から報告があったときは、その内容を直ちに当該市民請求に係る代表者に通知しなければならない。

	○高浜市住民投票条例 平成 14 年 7 月 9 日条例第 33 号	○富士見市民投票条例 平成 14 年 12 月 20 日条例第 29 号 (投票人以外の市民の意思の把握)	○岸和田市住民投票条例 平成 17 年 6 月 22 日条例第 26 号	○逗子市住民投票条例 平成 18 年 3 月 3 日逗子市条例第 1 号
		第 22 条 市長は、市民投票を実施する場合において、投票人以外の者で市に住所を有するものうち、次に掲げる者の当該市民投票に係る事案に関する賛否の意思について、別に規則で定めるところにより、その把握に努めるものとする。 (1) 年齢満 18 年及び 19 年の日本国籍を有する者で、その者に係る市の住民票が作成された日(他の市町村から住所を移した者で住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)第 22 条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日)から引き続き 3 月以上市の住民基本台帳に記録されている者 (2) 年齢満 18 年以上の永住外国人で、市に引き続き 3 月以上住所を有する者(外国人登録法(昭和 27 年法律第 125 号)第 4 条第 1 項に規定する外国人登録原票に登録されている居住地が市にあり、かつ、同項の登録の日(同法第 8 条第 1 項の申請に基づく同条第 6 項の居住地変更の登録を受けた場合には、当該申請の日)から 3 月以上経過している者に限る。) 2 前項第 2 号に規定する「永住外国人」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。 (1) 出入国管理及び難民認定法(昭和 26 年政令第 319 号)別表第 2 の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者 (2) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成 3 年法律第 71 号)に定める特別永住者		
論点⑤ 投票結果の取扱い	(投票結果の尊重) 第 25 条 市民、市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。	(投票結果の尊重) 第 23 条 市議会及び市長は、市民投票の結果及び前条により把握された意思を尊重しなければならない。	(自治基本条例第 20 条に規定)	(投票結果の尊重) 第 15 条 市民、議会及び市の執行機関(市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。)は、住民投票の結果を尊重するものとする。
論点⑦ 再請求等の制限	(市民請求等の制限期間) 第 26 条 この条例による住民投票が実施された場合(第 23 条第 1 項の規定により住民投票が成立しなかった場合を除く。)には、その結果が告示されてから 2 年が経過するまでの間は、同一の事案又は当該事案と同旨の事案について市民請求等を行うことができないものとする。	(市民請求等の制限期間) 第 24 条 この条例による市民投票が実施された場合(第 20 条の規定により市民投票が成立しなかった場合を除く。)には、その結果が告示されてから 2 年が経過するまでの間は、同一の事案又は当該事案と同旨の事案について市民請求等を行うことができないものとする。	(再請求の制限期間) 第 18 条 この条例による住民投票が実施された場合は、その結果が告示されてから 2 年が経過するまでの間は、同一の事案又は当該事案と同旨の事案について第 4 条第 1 項の規定による請求を行うことができないものとする。	(市民請求等の制限期間) 第 16 条 この条例による住民投票が実施された場合(第 13 条の規定により住民投票が成立しなかった場合を除く。)には、その結果が告示されてから 2 年が経過するまでの間は、同一の事案又は当該事案と同旨の事案について市民請求等を行うことができないものとする。
投票及び開票	(投票及び開票) 第 27 条 前条までに定めるもののほか、投票時間、投票場所、投票立会人、開票時間、開票場所、開票立会人、期日前投票、不在者投票その他住民投票の投票及び開票に関しては、公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)、公職選挙法施行令(昭和 25 年政令第 89 号)及び公職選挙法施行規則(昭和 25 年総理府令第 13 号)並びに高浜市公職選挙管理規程(昭和 50 年高浜市選挙管理委員会規程第 1 号)の規定の例による。	(投票及び開票) 第 25 条 前条までに定めるもののほか、投票時間、投票場所、投票立会人、開票時間、開票場所、開票立会人、期日前投票、不在者投票その他市民投票の投票及び開票に関しては、公職選挙法、公職選挙法施行令(昭和 25 年政令第 89 号)及び公職選挙法施行規則(昭和 25 年総理府令第 13 号)並びに公職選挙法及び同法施行令執行細則(昭和 31 年選挙告示第 2 号)の規定の例による。	(投票及び開票) 第 19 条 前条までに定めるもののほか、住民投票の投票及び開票に関しては、公職選挙法、公職選挙法施行令(昭和 25 年政令第 89 号)及び公職選挙法施行規則(昭和 25 年総理府令第 13 号)並びに岸和田市選挙関係事務執行規程(昭和 40 年選挙告示第 48 号)の規定の例による。	(投票及び開票) 第 17 条 投票時間、投票場所、投票立会人、開票時間、開票場所、開票立会人、期日前投票、不在者投票その他住民投票の投票及び開票に関しては、公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)、公職選挙法施行令(昭和 25 年政令第 89 号)及び公職選挙法施行規則(昭和 25 年総理府令第 13 号)並びに逗子市公職選挙法令執行規程(昭和 40 年逗子市選挙管理委員会告示第 7 号)の規定の例による。
委任	(委任) 第 28 条 この条例に定めるもののほか、住民投票に関し必要な事項は、規則で定める。	(委任) 第 26 条 この条例に定めるもののほか、市民投票に関し必要な事項は、規則で定める。	(その他) 第 20 条 この条例に定めるもののほか、住民投票の実施に関し必要な事項は、規則で定める。	(委任) 第 18 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
附則	(施行期日) 1 この条例は、平成 14 年 9 月 1 日から施行する。 (経過措置) 2 この条例の施行の際現に改正前の高浜市住民投票条例第 9 条第 3 項の規定に基づき告示されている住民投票については、なお従前の例による。 3 この条例の規定による永住外国人に係る投票資格者名簿への登録の申請その他の手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。 附 則(平成 16 年条例第 8 号) この条例は、公布の日から施行する。	附 則 この条例は、公布の日から施行する。 附 則(平成 16 年 6 月 16 日条例第 14 号) この条例は、公布の日から施行する。	附 則 (施行期日) 1 この条例は、平成 17 年 8 月 1 日から施行する。	附 則 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

住民投票条例自治体別比較【大和市・川崎市・我孫子市】

	○大和市住民投票条例 平成18年3月30日条例第1号	○川崎市住民投票条例 平成20年6月24日条例第26号	○我孫子市市民投票条例 平成16年3月30日条例第9号
目的	(目的) 第1条 この条例は、大和市自治基本条例(平成16年大和市条例第16号。以下「自治基本条例」という。)第31条第6項の規定に基づき、住民投票の実施に関し必要な事項を定めることにより、住民の意思を市政に反映し、もって自治の進展に資することを目的とする。	(目的) 第1条 この条例は、市政に係る重要事項について、住民(川崎市自治基本条例(平成16年川崎市条例第60号)第31条第1項に規定する住民をいう。以下同じ。)に直接意思を確認するための住民投票に係る基本的事項を定めることにより、住民の市政への参加を推進し、もって市民自治の確立に資することを目的とする。	(設置) 第1条 本市は、市民による自治の重要性を強く認識し、重要な政策の選択に市民の意思を的確に反映させるため、市民生活の基本に重大な影響を与える事項に関し、直接市民の意思を問う制度(以下「市民投票」という。)を設ける。
論点① 住民投票の対象事項	(市政に係る重要事項) 第2条 自治基本条例第30条第1項及び第31条第1項から第3項までに規定する市政に係る重要事項は、市全体に重大な影響を及ぼす事案であって、住民に直接その意思を問う必要があると認められるものとする。  <b>○大和市自治基本条例 平成16年10月7日条例第16号</b> <b>第8章 住民投票</b>  (住民投票) 第30条 市長は、市政に係る重要事項について、住民の意思を市政に反映するため、住民投票を実施することができる。 2 市民、市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。 (住民投票の請求等) 第31条 本市に住所を有する年齢満16年以上の者は、市政に係る重要事項について、その総数の3分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することができる。 2 市議会は、市政に係る重要事項について、議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得て議員提案され、かつ、出席議員の過半数の賛成により議決したときは、市長に対して住民投票の実施を請求することができる。 3 市長は、市政に係る重要事項について、自ら住民投票を発議することができる。 4 市長は、第1項又は第2項の規定による請求があったときは、住民投票を実施しなければならない。 5 住民投票の投票権を有する者は、本市に住所を有する年齢満16年以上の者とする。 6 住民投票について必要な事項は、別に条例で定める。	(市政に係る重要事項) 第2条 住民投票に付することができる市政に係る重要事項(以下「重要事項」という。)は、現在又は将来の住民の福祉に重大な影響を与え、又は与える可能性のある事項であって、住民の間又は住民、議会若しくは市長の間に重大な意見の相違が認められる状況その他の事情に照らし、住民に直接その賛成又は反対を確認する必要があるものとする。 2 前項に定めるもののほか、既に住民投票に付された事項又は議会若しくは市長その他の執行機関により意思決定が行われた事項にあっては、改めて住民に直接その賛成又は反対を確認することが必要とされる特別な事情が認められるものでなければならない。 3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる事項は、重要事項としない。 (1) 法令の規定に基づいて住民投票を行うことができる事項 (2) 住民投票を実施することにより、特定の個人又は団体、特定の地域の住民等の権利等を不当に侵害するおそれのある事項 (3) 専ら特定の地域に関する事項 (4) 市民(川崎市自治基本条例第3条第1号に規定する市民をいう。以下同じ。)が納付すべき金銭の額の増減を専ら対象とする事項 (5) その他住民投票に付することが適当でないと認められる事項	(市民投票を行うことができる事項) 第2条 市民投票は、法令に基づき投票に付することができる事項を除き、次の各号のいずれかに該当する事項であって、かつ、市民に直接その賛否を問う必要があると認められる事項について行うことができる。 (1) 市の存立の基礎的条件に関する事項 (2) 市の実施する特定の重要施策に関する事項 (3) 前各号に定めるもののほか、現在又は将来の市及び市民全体に重大な影響を与える政策上の具体的事項 2 前項の規定にかかわらず、市民投票は、もっぱら特定の市民又は地域のみを対象とする事項については行うことができない。
論点② 投票の請求・発議等	(自治基本条例第31条に規定)	(発議又は請求) 第4条 投票資格者は、その総数の10分の1以上の者の連署をもって、住民投票を発議し、その代表者から、市長に対し、その実施を請求することができる。 2 議会は、議決により住民投票を発議し、市長に対し、その実施を請求することができる。この場合において、議案を提出するに当たっては、議員の定数の12分の1以上の者の賛成がなければならない。 3 市長は、自ら住民投票を発議することができる。 4 前3項の規定にかかわらず、既に発議に係る手続が開始されている場合においては、当該発議に係る住民投票の手続が行われている間は、何人も、当該住民投票に付そうとされ、又は付されている事項と実質的に同一と認められる事項について、住民投票を発議することができない。  <b>○川崎市自治基本条例 平成16年12月22日条例第60号</b>  (住民投票制度) 第31条 市は、住民(本市の区域内に住所を有する人(法人を除きます。)をいいます。以下同じ。)、議会又は市長の発議に基づき、市政に係る重要事項について、直接、住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができます。 2 議会及び市長は、住民投票の結果を尊重します。	(請求及び発議) 第4条 投票資格者は、前条第1項各号に掲げる者の総数の8分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、市長に対し、第2条第1項に掲げる事項について市民投票を実施することを請求することができる。この場合において、署名に関する手続は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)に定める署名手続の例によるものとする。 2 市議会は、議員の定数の4分の1以上の者の賛成を得て議員提案され、かつ、出席議員の過半数の賛成により議決された第2条第1項に掲げる事項について、市長に対し、市民投票を実施することを請求することができる。 3 市長は、第2条第1項に掲げる事項について、市議会の同意を得て、自ら市民投票を発議することができる。 4 市長は、第1項及び第2項の規定による請求があったときは、市民投票を実施しなければならない。
		(代表者証明書の交付等) 第6条 第4条第1項の規定により実施を請求しようとする代表者(以下「代表者」という。)は、市長に対し、規則で定めるところにより、住民投票に付そうとする事項及びその趣旨を記載した実施請求書(以下「実施請求書」という。)をもって当該事項が重要事項であること及び前条に規定する形式に該当することの確認を請求し、かつ、文書をもって代表者であることの証明書(以下「代表者証明書」という。)の交付を申請しなければならない。 2 市長は、前項の規定による請求及び申請があった場合において、実施請求書に記載された住民投票に付そうとされる事項が重要事項であること及び前条に規定する形式に該当すること並びに代表者が投票資格者であることを確認したときは、速やかに代表者に代表者証明書を交付するとともに、その旨を告示しなければならない。 3 市長は、前項の規定により代表者証明書を交付するときは、第1項の規定による申請の日現在の投票資格者の総数の10分の1の数(以下「必要署名者数」という。)を代表者に通知するとともに、告示しなければならない。	

○大和市住民投票条例 平成18年3月30日条例第1号	○川崎市住民投票条例 平成20年6月24日条例第26号	○我孫子市市民投票条例 平成16年3月30日条例第9号	
	<p>(署名等の収集)</p> <p>第7条 代表者は、住民投票の実施の請求者の署名簿（以下「署名簿」という。）に実施請求書又はその写し及び代表者証明書又はその写しを付して、投票資格者に対し、規則で定めるところにより、署名等（署名し、印を押すことに併せ、署名年月日、住所及び生年月日を記載することをいう。以下同じ。）を求めなければならない。</p> <p>2 署名簿は、区ごとに作製しなければならない。</p> <p>3 代表者は、本市の区域内で衆議院議員、参議院議員、神奈川県議会の議員若しくは知事又は本市の議会の議員若しくは市長の選挙（以下「選挙」という。）が行われることとなるときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第92条第5項に規定する期間、当該選挙が行われる区域内においては署名等を求めることができない。</p> <p>4 署名等は、前条第2項の規定による告示の日から2箇月以内でなければ求めることができない。ただし、前項の規定により署名等を求めることができないこととなった区域内においては、その期間は、同項の規定により署名等を求めることができないこととなった期間を除き、前条第2項の規定による告示の日から62日以内とする。</p>		
	<p>(署名簿の提出等)</p> <p>第8条 署名簿に署名等をした者の数が必要署名者数以上となったときは、代表者は、前条第4項に規定する期間の満了の日（同項ただし書の規定が適用される場合には、市の区域の全部について同項に規定する期間が満了する日をいう。）の翌日から5日以内にすべての署名簿（署名簿が2冊以上に分かれているときは、これらを一括したもの）を市長に提出し、署名簿に署名等をした者が、次条第1項に規定する審査名簿に登録されている者であることの証明を求めなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定による署名簿の提出を受けた場合において、署名簿に署名等をした者の数が必要署名者数に満たないことが明らかであるとき、又は同項に規定する期間を経過しているときは、当該提出を却下しなければならない。</p>		
	<p>(審査名簿の調製)</p> <p>第9条 市長は、前条第1項の規定による署名簿の提出を受けた場合においては、同条第2項の規定により却下するときを除き、規則で定めるところにより、審査名簿（第6条第2項の規定による代表者証明書の交付の日現在の投票資格者を登録した名簿をいう。以下同じ。）を調製しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定により審査名簿の調製をしたときは、規則で定めるところにより、その日の翌日から5日間、投票資格者からの申出に応じ、審査名簿の抄本（当該申出を行った投票資格者が記載された部分に限る。）を閲覧させなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による登録に関し不服のある者は、前項に規定する閲覧の期間内に文書をもって市長に異議を申し出ることができる。</p> <p>4 市長は、前項の規定による異議の申出を受けた場合においては、その申出を受けた日から7日以内にその異議の申出が正当であるかないかを決定しなければならない。この場合において、その申出を正当であると決定したときは、その異議の申出に係る者を速やかに審査名簿に登録し、又は審査名簿から抹消し、その旨を申出人及び関係人に通知し、その申出を正当でないと決定したときは、速やかにその旨を申出人に通知しなければならない。</p> <p>5 市長は、第1項の規定により審査名簿の調製をした日後、当該調製の際に審査名簿に登録されるべき投票資格者が審査名簿に登録されていないことを知った場合には、その者を速やかに審査名簿に登録しなければならない。</p>		

	○大和市住民投票条例 平成18年3月30日条例第1号	○川崎市住民投票条例 平成20年6月24日条例第26号	○我孫子市市民投票条例 平成16年3月30日条例第9号	
		(署名等の審査) 第10条 市長は、第8条第1項の規定により署名等の証明を求められたときは、その日から60日以内に署名簿に署名等をした者が審査名簿に登録されている者かどうかの審査を行い、署名等の効力を決定し、その旨を証明しなければならない。 2 市長は、前項の規定による署名等の証明が終了したときは、その日から7日間、署名簿を関係人の縦覧に供さなければならない。 3 署名簿の署名等に関し不服のある関係人は、前項に規定する縦覧の期間内に文書をもって市長に異議を申し出ることができる。 4 市長は、前項の規定による異議の申出を受けた場合においては、その異議の申出を受けた日から14日以内にその異議の申出が正当であるかないかを決定しなければならない。この場合において、その申出を正当であると決定したときは、速やかに第1項の規定による証明を修正し、その旨を申出人及び関係人に通知し、その申出を正当でないと決定したときは、速やかにその旨を申出人に通知しなければならない。 5 市長は、第2項に規定する縦覧の期間内に関係人の異議の申出がないとき、又は前項の規定によるすべての異議についての決定をしたときは、その旨及び有効署名等の総数を告示するとともに、署名簿を代表者に返付しなければならない。		
		(議会への協議) 第11条 市長は、第4条第1項の規定による請求を受けたとき、又は同条第3項の規定により自ら発議するときは、住民投票の実施について、速やかに議会に協議を求めなければならない。		
投票の形式	(請求又は発議における設問の形式等) 第4条 住民請求、自治基本条例第31条第2項の規定による請求(以下「議会請求」という。)及び同条第3項の規定による発議(以下「市長発議」という。)による住民投票に係る事案は、二者択一で賛否を問う形式のものとし、かつ、住民が容易に内容を理解できるような設問として請求又は発議されたものでなければならない。ただし、市長が必要と認めるときは、事案により、3以上の選択肢から一つを選択する形式によることができる。	(発議又は請求の形式) 第5条 前条第1項から第3項までの規定による発議又は請求に当たっては、住民投票に付そうとする事項について賛成又は反対を問う形式により行わなければならない。	(市民投票の形式) 第5条 前条に規定する投票資格者及び市議会の請求並びに市長の発議による市民投票に係る事案は、二者択一で賛否を問う形式のものとして請求又は発議されたものでなければならない。	
投票の執行	(住民投票の執行) 第5条 住民投票は、市長が執行するものとする。 2 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の2の規定に基づき、その権限に属する住民投票の管理及び執行に関する事務を大和市選挙管理委員会(以下「選挙管理委員会」という。)に委任するものとする。  (要旨の公表等) 第6条 市長は、住民請求若しくは議会請求があったとき又は市長発議をしたときは、直ちにその要旨を公表するとともに、選挙管理委員会にその旨を通知しなければならない。	(住民投票の実施) 第12条 市長は、第4条第2項の規定による請求を受けたとき、又は前条に規定する協議を経たときは、住民投票を実施するものとする。ただし、当該協議の結果、議会の議員の3分の2以上の者の反対があるときは、この限りでない。 2 市長は、前項の規定により住民投票を実施するときは、速やかに代表者に通知し、その旨を告示しなければならない。同項ただし書の規定により住民投票を実施しないときも同様とする。 3 市長は、前項前段の規定による告示の日から60日を経過した日以後初めて行われる市の区域の全部をその実施区域に含む選挙の期日と同じ日を住民投票の期日とするものとする。 4 前項の規定にかかわらず、住民投票に付されている事項(以下「付議事項」という。)の緊急性その他の理由により同項に規定する選挙の期日と同じ日を住民投票の期日とすることが困難であると市長が特に認めるときは、当該選挙の期日と異なる日を住民投票の期日とすることができる。 5 市長は、住民投票の期日の少なくとも9日前までにその期日を告示しなければならない。 6 前項の規定による告示の日以後、市長が特に必要と認めるときは、住民投票の期日を変更することができる。この場合において、市長は、速やかにその旨を告示し、変更後の住民投票の期日の少なくとも5日前までにその期日を告示しなければならない。	(市民投票の執行) 第6条 市民投票は、市長が執行するものとする。 2 市長は、第4条の規定により市民投票を実施するときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を告示しなければならない。 3 市長は、前項の規定による告示の日から起算して90日を超えない範囲内において市民投票の投票の期日(以下「投票日」という。)を定め、市民投票を実施しなければならない。  (選挙管理委員会への委任) 第7条 市長は、法第180条の2の規定に基づき、協議により、その権限に属する市民投票の管理及び執行に関する事務を選挙管理委員会に委任するものとする。	
選挙管理委員会の事務			(選挙管理委員会の事務) 第8条 選挙管理委員会は、前条の規定により委任を受けた市民投票に関する事務を行うものとする。	

	○大和市住民投票条例 平成18年3月30日条例第1号	○川崎市住民投票条例 平成20年6月24日条例第26号	○我孫子市市民投票条例 平成16年3月30日条例第9号
論点③ 投票資格者	<p>(請求及び投票の資格)</p> <p>第3条 自治基本条例第31条第1項の規定による住民投票の実施の請求(以下「住民請求」という。)をすることができる本市に住所を有する年齢満16年以上の者及び同条第5項の規定により住民投票の投票権を有する本市に住所を有する年齢満16年以上の者(以下「投票資格者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者であって、第7条に規定する投票資格者名簿に登録されている者とする。</p> <p>(1) 年齢満16年以上の日本国籍を有する者で、引き続き3月以上本市に住所を有する者(その者に係る本市の住民票が作成された日(他の市町村から本市に住所を移した者で住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第22条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日)から引き続き3月以上本市の住民基本台帳に記載されている者に限る。)</p> <p>(2) 年齢満16年以上の定住外国人で、引き続き3月以上本市に住所を有する者(外国人登録法(昭和27年法律第125号)第4条第1項に規定する外国人登録原票に登録されている居住地が本市にあり、かつ、同項の登録の日(同法第8条第1項の申請に基づく同条第6項の居住地変更の登録を受けた場合には、当該申請の日)から引き続き3月以上経過しているものに限る。)であって、規則で定めるところにより第7条に規定する投票資格者名簿への登録の申請をしたもの</p> <p>2 前項第2号に規定する定住外国人とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1) 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第2の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者</p> <p>(2) 出入国管理及び難民認定法別表第2の上欄に掲げる在留資格をもって在留する者(前号に掲げる者を除く。)であって、引き続き3年を超えて日本に住所を有するもの</p> <p>(3) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に定める特別永住者</p>	<p>(投票資格者)</p> <p>第3条 住民投票の投票権を有する者(以下「投票資格者」という。)は、本市の区域内に住所を有する年齢満18年以上の者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 本市に住民票が作成された日(他の市町村(特別区を含む。以下同じ。)から本市の区域内に住所を移した者で住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第22条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日)から引き続き3箇月以上本市の住民基本台帳に記載されている者</p> <p>(2) 本市の外国人登録原票(以下「登録原票」という。)に登録された日(他の市町村から本市の区域内に居住地を変更した者で外国人登録法(昭和27年法律第125号)第8条第1項の申請に基づく同条第6項の居住地変更の登録を受けたものについては、当該申請の日)から引き続き3箇月以上本市の登録原票に登録されている者であって、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に定める特別永住者又は出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1若しくは別表第2に規定する在留資格をもって在留し、かつ、本邦において登録原票に登録された日から引き続き3年を超えて登録原票に登録されているもの(同表の永住者の在留資格をもって在留する者にあつては、3年を超えて登録原票に登録されていることを要しない。)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、住民投票の投票権を有しない。</p> <p>(1) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第11条第1項若しくは第252条、政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第28条又は地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律(平成13年法律第147号)第17条第1項から第3項までの規定(以下「選挙法規定」という。)により選挙権を有しない者</p> <p>(2) 前項第1号の規定に該当する年齢満18年以上20年未満の者及び同項第2号の規定に該当する者を公職選挙法第9条に規定する選挙権を有する者とみなして選挙法規定を適用した場合に選挙権を有しないこととなる者</p>	<p>(投票資格者)</p> <p>第3条 市民投票の投票権を有する者(以下「投票資格者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者であって、規則で定めるところにより調製する投票資格者名簿に登録されているものとする。</p> <p>(1) 年齢満18年以上の日本国籍を有する者で、その者に係る本市の住民票が作成された日(他の市町村から本市に住所を移した者で住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第22条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日)から引き続き3月以上本市の住民基本台帳に記載されているもの</p> <p>(2) 年齢満18年以上の永住外国人で、外国人登録法(昭和27年法律第125号)第4条第1項に規定する外国人登録原票に登録されている居住地が本市にあり、同項の登録の日(同法第8条第1項の申請に基づく同条第6項の居住地変更の登録を受けた場合は、当該申請の日)から3月以上経過し、かつ、投票資格者名簿への登録を申請したもの</p> <p>2 前項第2号に規定する「永住外国人」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1) 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第2の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者</p> <p>(2) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に定める特別永住者</p>
投票資格者名簿	<p>(投票資格者名簿の調製等)</p> <p>第7条 選挙管理委員会は、投票資格者の名簿(以下「投票資格者名簿」という。)を調製し、保管しなければならない。</p> <p>2 投票資格者名簿は、永久に据え置くものとし、かつ、それぞれの住民投票を通じて1の名簿とする。</p> <p>(投票資格者名簿への登録)</p> <p>第8条 選挙管理委員会は、毎年10月1日現在により、投票資格者名簿に登録される資格を有する者を同月2日に投票資格者名簿に登録しなければならない。ただし、10月1日から同月7日までの間に住民投票を行う場合その他選挙管理委員会が特に必要があると認める場合には、登録の日を変更することができる。</p> <p>2 選挙管理委員会は、住民投票を行う場合においては、第10条第2項の規定による告示の日の前日(年齢については、当該住民投票の期日)現在により、投票資格者名簿に登録される資格を有する者を当該告示の日の前日に投票資格者名簿に登録しなければならない。</p> <p>3 選挙管理委員会は、第10条第3項の規定により住民投票の期日を変更したときは、同条第4項の規定による告示の日の前日(年齢については、当該変更後の住民投票の期日)現在により、投票資格者名簿に登録される資格を有する者を当該告示の日の前日に投票資格者名簿に登録しなければならない。</p>	<p>(投票資格者名簿の調製)</p> <p>第15条 市長は、規則で定めるところにより、投票資格者名簿(第12条第5項の規定による告示の日の前日(同条第6項の規定により住民投票の期日を変更する場合にあつては、市長が別に定める日)現在(投票資格者の年齢については、住民投票の期日現在)の投票資格者を登録した名簿をいう。以下同じ。)を調製しなければならない。</p> <p>2 投票資格者名簿は、次条の規定により設ける投票区ごとに編製しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、市の区域の全部をその実施区域に含む選挙の期日と同じ日を住民投票の期日として住民投票を実施する場合にあつては、公職選挙法第19条に規定する選挙人名簿(以下「選挙人名簿」という。)に登録されている者に係る投票資格者名簿は、当該選挙人名簿をもってこれに代えることができる。</p> <p>4 市長は、第1項の規定により投票資格者名簿の調製をしたときは、規則で定める期間、投票資格者(投票資格者名簿に登録された者に限る。)からの申出に応じ、規則で定めるところにより、投票資格者名簿の抄本(当該申出を行った投票資格者が記載された部分に限る。)を閲覧させなければならない。</p> <p>5 第1項の規定による登録に関し不服のある者は、規則で定める期間内に文書をもって市長に異議を申し出ることができる。</p> <p>6 市長は、前項の規定による異議の申出を受けた場合においては、その申出を受けた日から7日以内にその異議の申出が正当であるかないかを決定しなければならない。この場合において、その申出を正当であると決定したときは、その異議の申出に係る者を速やかに投票資格者名簿に登録し、又は投票資格者名簿から抹消し、その旨を申出人及び関係人に通知し、その申出を正当でないとして決定したときは、速やかにその旨を申出人に通知しなければならない。</p> <p>7 市長は、第1項の規定により投票資格者名簿の調製をした日後、当該調製の際に投票資格者名簿に登録されるべき投票資格者で、かつ、引き続き投票資格者である者が投票資格者名簿に登録されていないことを知った場合には、その者を速やかに投票資格者名簿に登録しなければならない。</p>	

	○大和市住民投票条例 平成18年3月30日条例第1号	○川崎市住民投票条例 平成20年6月24日条例第26号	○我孫子市市民投票条例 平成16年3月30日条例第9号	
署名数の告示	(住民投票の請求に必要な署名数の告示) 第9条 選挙管理委員会は、前条各項の規定により投票資格者名簿の登録を行ったときは、直ちに当該投票資格者名簿に登録されている者の総数の3分の1の数を告示しなければならない。			
論点⑥-1 投票の期日	(投票日) 第10条 選挙管理委員会は、第6条の規定による通知があった日から起算して90日を超えない範囲内において住民投票の期日(以下「投票日」という。)を定める。 2 選挙管理委員会は、前項の規定により投票日を定めたときは、当該投票日を当該投票日の20日前までに告示しなければならない。 3 選挙管理委員会は、第1項の規定により定めた投票日に衆議院議員若しくは参議院議員の選挙、神奈川県議会の議員若しくは長の選挙又は本市の議会の議員若しくは長の選挙が行われるときその他選挙管理委員会が特に必要があると認めるときは、当該投票日を変更することができる。 4 選挙管理委員会は、前項の規定により投票日を変更したときは、変更後の投票日を変更理由を付して速やかに告示しなければならない。	(第12条 住民投票の実施 にて規定)	(第6条 投票の執行 にて規定)	
投票所等	(投票所等) 第11条 投票所及び第15条に規定する期日前投票の投票所(次項において「期日前投票所」という。)は、選挙管理委員会の指定した場所に設ける。 2 選挙管理委員会は、投票日の5日前までに投票所を、前条第2項及び第4項の規定による告示の日に期日前投票所をそれぞれ告示しなければならない。	(投票区及び投票所) 第16条 投票区及び投票所(第21条第1項に規定する期日前投票の投票所を含む。)は、規則で定めるところにより、設ける。  (投票管理者及び投票立会人) 第17条 市長は、規則で定めるところにより、前条に規定する投票所に投票管理者及び投票立会人を置く。	(投票所) 第11条 投票所は、選挙管理委員会の指定した場所に設ける。	
投票できない者	(投票することができない者) 第12条 次に掲げる者は、住民投票の投票をすることができない。 (1) 投票資格者名簿に登録されていない者 (2) 投票資格者名簿に登録された者であっても投票日の当日(第15条の規定による投票にあつては、投票しようとする日)に第3条第1項各号の規定に該当しない者	(投票資格者名簿の登録と投票) 第18条 投票資格者名簿(第15条第3項の規定により選挙人名簿をもって投票資格者名簿に代えた場合にあつては、当該選挙人名簿を含む。)に登録されていない者は、投票をすることができない。 2 投票資格者名簿に登録された者であっても投票資格者名簿に登録されることができない者であるときは、投票をすることができない。  (投票資格でない者の投票) 第19条 住民投票の当日(第21条第1項に規定する期日前投票の投票にあつては、当該投票の当日)、投票資格でない者は、投票をすることができない。		
論点⑥-2 投票の方法	(投票の方法) 第13条 住民投票は、1人1票の投票とし、秘密投票とする。 2 住民投票の投票を行う投票資格者(以下「投票人」という。)は、投票用紙の選択肢から一つを選択し、所定の欄に自ら○の記号を記載しなければならない。 3 前項の規定にかかわらず、身体の故障その他の理由により、自ら投票用紙に○の記号を記載することができない投票人は、規則で定めるところにより代理投票をすることができる。	(投票の方法) 第20条 住民投票の投票は、付議事項ごとに、1人1票に限る。 2 住民投票の投票を行う投票資格者(以下「投票人」という。)は、住民投票の当日、自ら投票所に行き、投票資格者名簿又はその抄本の対照を経なければ、投票をすることができない。 3 投票人は、投票人の自由な意思に基づき、付議事項に賛成するときは投票用紙に印刷された賛成の文字を囲んで○の記号を自書し、付議事項に反対するときは投票用紙に印刷された反対の文字を囲んで○の記号を自書し、これを投票箱に入れなければならない。 4 投票用紙には、投票人の氏名を記載してはならない。	○我孫子市市民投票条例施行規則 平成16年6月18日規則第25号  (投票の方法等) 第22条 市民投票の投票は、投票用紙に印刷された第18条第1項の規定により告示された市民投票に付する事項につき、事案に賛成の場合は○印を、事案に反対の場合は×印を自書し、これを投票箱に入れる方法により行う。これ以外の方法によるものは、無効とする。 2 市民投票は、1人1票の秘密投票とする。 3 第1項の投票用紙は、様式第13号に準じて調製しなければならない。	
投票所における投票	(投票所における投票) 第14条 投票人は、投票日の当日、自ら投票所に行き、投票資格者名簿の抄本の対照を経て、投票をしなければならない。	(第20条第2項 投票の方法 にて規定)	(投票所における投票) 第12条 市民投票の投票を行う投票資格者(以下「投票人」という。)は、投票日の当日、自ら投票所に行き、投票資格者名簿の抄本の対照を経て、投票をしなければならない。	

	○大和市住民投票条例 平成18年3月30日条例第1号	○川崎市住民投票条例 平成20年6月24日条例第26号	○我孫子市市民投票条例 平成16年3月30日条例第9号	
期日前投票	(期日前投票等) 第15条 規則で定める投票人は、前条の規定にかかわらず、規則で定めるところにより期日前投票又は不在者投票を行うことができる。	(期日前投票等) 第21条 前条第2項の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより、期日前投票を行うことができる。 2 前条第2項及び第3項の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより、不在者投票を行うことができる。 3 前条第3項及び第26条の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより、点字による投票を行うことができる。 4 前条第3項及び第26条の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより、代理投票をさせることができる。	(期日前投票又は不在者投票) 第13条 投票人は、前条の規定にかかわらず、規則で定めるところにより期日前投票又は不在者投票を行うことができる。	
		(投票の秘密の保持) 第22条 何人も、投票人のした投票の内容を陳述する義務はない。		
無効投票	(無効投票) 第16条 次に掲げる投票は、無効とする。 (1) 所定の用紙を用いないもの (2) ○の記号以外の事項を記載したもの (3) ○の記号のほか、他事を記載したもの (4) ○の記号を投票用紙の複数の欄に記載したもの (5) ○の記号を投票用紙のいずれの選択肢の欄に記載したのか判別し難いもの (6) 白紙投票	(無効投票) 第26条 次の各号のいずれかに該当する投票は、無効とする。 (1) 所定の用紙を用いないもの (2) ○の記号以外の事項を記載したもの (3) ○の記号を自書しないもの (4) 賛成の文字を囲んだ○の記号及び反対の文字を囲んだ○の記号とともに記載したもの (5) 賛成の文字又は反対の文字のいずれを囲んで○の記号を記載したかを確認し難いもの		
論点⑥-4 情報の提供	(情報の提供) 第17条 市長は、住民投票を実施する際には、当該住民投票に関し必要な情報を広報その他適当な方法により提供しなければならない。 2 市長は、前項の規定による情報の提供に際しては、事案についての選択肢を公平に扱わなければならない。	(情報の提供) 第13条 市長は、投票資格者の投票の判断に資するため、付議事項に係る市が有する情報を整理した資料を一般の閲覧に供するほか、必要な情報の提供を行うものとする。 2 市長は、前項に規定する情報の提供に当たっては、中立性の保持に努めなければならない。	(情報の提供) 第9条 市長は、市民投票を実施する際には、投票資格者が賛否を判断するのに必要な広報活動を行うとともに、情報の提供に努めなければならない。 2 市長は、前項の広報活動及び情報の提供に際しては、事案についての賛否両論を公平に扱わなければならない。	
論点⑥-3 投票運動	(投票運動) 第18条 住民投票に関する投票運動は、買収、脅迫等投票資格者の自由な意思が拘束され、若しくは不当に干渉され、又は市民の平穏な生活環境が侵害されるものであってはならない。	(住民投票運動) 第14条 第17条に規定する投票管理者及び第24条に規定する開票管理者は、在職中、その関係区域内において、付議事項に対し賛成又は反対の投票をし、又はしないよう勧誘する行為（以下「住民投票運動」という。）をすることができない。 2 第21条第2項に規定する不在者投票を管理する者は、不在者投票に関し、その者の業務上の地位を利用して住民投票運動をすることができない。 3 地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定により市長の権限に属する住民投票の事務の一部を委任された市選挙管理委員会及び区選挙管理委員会の委員及び職員は、在職中、住民投票運動をすることができない。 4 第12条第2項前段の規定による告示の日から当該告示に係る住民投票の期日までの期間に、本市の区域内で行われる選挙の期日の告示又は告示の日から当該告示又は告示に係る選挙の期日までの期間が重複するときは、当該選挙が行われる区域内において、当該重複する期間、当該住民投票に係る住民投票運動をすることができない。ただし、当該選挙の公職の候補者（候補者届出政党（公職選挙法第86条第1項又は第8項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。）、衆議院名簿届出政党等（同法第86条の2第1項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。）又は参議院名簿届出政党等（同法第86条の3第1項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。）を含む。）がする選挙運動（同法第13章の規定に違反するものを除く。）又は同法第14章の3の規定により政治活動を行うことができる政党その他の政治団体が行う政治活動（同章の規定に違反するものを除く。）が、住民投票運動にわたることを妨げるものではない。 5 住民投票運動をするに当たっては、次に掲げる行為をしてはならない。 (1) 買収、脅迫その他不正の手段により住民の自由な意思を拘束し、又は干渉する行為 (2) 市民の平穏な生活環境を侵害する行為 (3) 公職選挙法その他の選挙関連法令の規制に反する行為	(投票運動) 第10条 市民投票に関する投票運動は、自由とする。ただし、買収、脅迫等投票資格者の自由な意思が拘束され、又は不当に干渉されるものであってはならない。	
論点④ 投票成立要件	(規定なし)	(規定なし)	(規定なし)	

	○大和市住民投票条例 平成18年3月30日条例第1号	○川崎市住民投票条例 平成20年6月24日条例第26号	○我孫子市市民投票条例 平成16年3月30日条例第9号	
投票結果の告示等	(投票結果の告示等) 第19条 選挙管理委員会は、住民投票の結果が確定したときは、直ちにこれを告示するとともに、当該告示の内容を市長に報告しなければならない。 2 市長は、住民請求に係る住民投票について、前項の規定による報告があったときは、その内容を直ちに当該住民請求に係る代表者に通知しなければならない。 3 市長は、議会請求に係る住民投票について、第1項の規定による報告があったときは、その内容を直ちに市議会議長に通知しなければならない。	(投票の結果) 第27条 市長は、投票の結果が判明したときは、速やかに付議事項に対する賛成の投票の数及び反対の投票の数並びにこれらの投票の数を代表者又は議会の議長に通知するとともに、告示しなければならない。	(投票結果の告示及び通知) 第15条 市長は、投票結果が確定したときは、直ちにこれを告示し、かつ、第4条第1項の代表者及び市議会の議長に通知しなければならない。	
論点⑤ 投票結果の取扱い	(自治基本条例第30条第2項に規定)	(結果の尊重) 第28条 議会及び市長は、住民投票の結果を尊重する。	(投票結果の尊重) 第14条 市民投票において、一の事案について投票した者の賛否いずれか過半数の結果が投票資格者総数の3分の1以上に達したときは、市長、市議会及び市民は、市民投票の投票結果を尊重しなければならない。	
論点⑦ 再請求等の制限	(再請求等の制限期間) 第20条 この条例による住民投票が実施された場合は、その結果が告示されてから2年が経過するまでの間は、同一の事案又は当該事案と同旨の事案について住民請求、議会請求及び市長発議を行うことはできない。	(第2条第2項及び第4条第4項に規定)	(請求の制限期間) 第16条 この条例による市民投票が実施された場合（賛否いずれか過半数の結果が投票資格者総数の3分の1に達しなかった場合を除く。）には、その投票結果の告示の日から2年間は、同一の事項又は当該事項と同旨の事項について、第4条に規定する請求及び発議をすることはできない。	
投票及び開票	(投票及び開票) 第21条 前条までに定めるもののほか、住民投票の投票及び開票に関し必要な事項については、規則で定めるところによるもののほか、公職選挙法(昭和25年法律第100号)、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)及び公職選挙法施行規則(昭和25年総理府令第13号)の規定により行われる地方公共団体の議会の議員又は長の選挙の例による。	(開票区及び開票所) 第23条 開票区は、区の区域による。 2 開票所は、市長の指定した場所に設ける。 3 市長は、あらかじめ開票の場所及び日時を告示しなければならない。  (開票管理者及び開票立会人) 第24条 市長は、規則で定めるところにより、前条第2項に規定する開票所に開票管理者及び開票立会人を置く。  (投票の効力) 第25条 投票の効力は、開票立会人の意見を聴き、開票管理者が決定しなければならない。その決定に当たっては、次条第2号の規定にかかわらず、投票用紙に印刷された反対の文字を×の記号、二重線その他の記号を記載することにより抹消した投票は賛成の投票として、投票用紙に印刷された賛成の文字を×の記号、二重線その他の記号を記載することにより抹消した投票は反対の投票として、それぞれ有効とするほか、次条の規定に反しない限りにおいて、その投票した投票人の意思が明白であれば、その投票を有効とするようにしなければならない。	(投票及び開票) 第17条 第6条から前条までに定めるもののほか、市民投票の投票及び開票に関し必要な事項は、公職選挙法(昭和25年法律第100号)、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)及び公職選挙法施行規則(昭和25年総理府令第13号)並びに我孫子市公職選挙法令執行規程(平成2年選挙管理委員会訓令第1号)の規定の例による。	
委任	(委任) 第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。	(委任) 第29条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、規則で定める。	(委任) 第18条 この条例に定めるもののほか、市民投票に関し必要な事項は、規則で定める。	
附則	附則 (施行期日) 1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。 (準備行為) 2 第3条第1項第2号の規定による定住外国人に係る投票資格者名簿への登録の申請の手続は、この条例の施行の前日においても行うことができる。	附則 (施行期日) 1 この条例は、規則で定める日から施行する。(平成21年3月31日規則第22号で平成21年4月1日から施行) (必要な措置) 2 市は、この条例の施行後適当な時期において、この条例に関連する法制度の動向、この条例による住民投票の実施状況、社会情勢の変化等を勘案し、必要な措置を講ずるものとする。	附則 この条例は、平成16年4月1日から施行する。	